

令和 5 年 3 月 3 日

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る
療養費に関する受領委任の取扱いの中止について

近畿厚生局和歌山事務所と和歌山県がはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師に対して監査を実施した結果、不正な請求を行っていたことが判明したため、下記のとおりはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費（以下「療養費」という。）の受領委任の取扱いの中止を決定しましたのでお知らせします。

記

1 受領委任の取扱いの中止となる施術師

氏 名 久保 健（くぼ たけし） 63 歳
施 術 所 名 久保 健
所 在 地 和歌山県和歌山市有本 1 9 0－3
開 設 者 久保 健

2 受領委任の取扱いの中止年月日

令和 5 年 3 月 3 日

（当該はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師は、原則として以後 5 年間は療養費の受領委任の取扱いができない。）

3 受領委任の取扱いを中止とする根拠となる規定

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて（平成 30 年 6 月 12 日付け保発 0612 第 2 号厚生労働省保険局長通知 最終改正：令和 4 年 5 月 31 日付け保発 0531 第 3 号厚生労働省保険局長通知）

4 監査を行うに至った経緯

医療費通知を見た患者の家族から、施術日数が間違っているとの情報が保険者に寄せられた。これを受けた保険者が、当該はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師に対して聞き取り調査を実施したところ、不正請求を認めたとして、和歌山県を通じて近畿厚生局和歌山事務所に情報提供があった。

このことから、当該はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師に対して個別指導を実施したところ、不正請求を認めたため、監査を実施した。

5 受領委任の取扱いの中止に至った主な事由

(1) 不正事項

- ・ 実際の施術日以外に施術を行ったものとして、施術日数を付け増して、療養費を不正に請求していた。

(2) 監査時に判明した不正請求額

令和2年1月から令和2年12月までの施術分

5名分 金額 1,297,890円

(参考)

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱い」とは

- ・ 施術を受けた患者は、要した費用のうち一部負担金のみをはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師に支払い、残りの費用は患者から療養費の受領の委任を受けたはり師及びきゅう師が保険者に請求できる取扱いのことです。
- ・ 受領委任の取扱いの中止措置を受けたはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師は、原則として中止後5年間は受領委任の取扱いができません。